物品売買契約書

　中央市長（以下｢発注者｣という。）と　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、受注者が　　　　　　　　　　　を発注者に売り渡し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

　（1）契約番号　　　第　　　　　　号

　（2）事業名

　（3）名称

　（4）契約金額　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　　　　　　　円）

　（5）品名規格等　　　別紙のとおり

　（6）納入場所

　（7）納期限　　　令和　　年　　月　　日

　（8）契約保証金　　　免除

（納入の通知）

第２条　受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

（検査）

第３条　発注者は、物品の納入を受けたときは遅滞なくその検査を行わなければならない。

２　検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該不良品を直ちに引き取り､発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。

３　検査に合格したときは、発注者は、物品を受領し、直ちに受領書を受注者に交付するものとする。

４　物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

（危険負担）

第４条　前条第３項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第５条　受注者は発注者に物品を引き渡した後、その物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り換え、補修、又は代金を減額するものとする。

２　前項の場合において､受注者が交換に応ずる期間は、検査が完了し、発注者が物品を受領した後１年間とする。

（代金の支払）

第６条　売買代金の支払いは、検査が完了し、発注者が物品を受領した後受注者からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

（延滞違約金）

第７条　受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに、物品を納入しない場合は、受注者は、発注者に対して延滞違約金を支払うものとする。

２　前項の延滞違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、年2.5％を乗じて得た額とする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第８条　発注者の責めに帰する事由により第６条の支払期限までに売買代金を受注者に支払わない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条に定めるところによる。

（解除等）

第９条　次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、催告なしにこの契約を解除することができる。

　（１）受注者が第１条に定める納入期限又は第３条第２項若しくは第５条第１項の規定により発注者の指定する日までに良品を納入しないとき。

　（２）受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

　（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

２　前項第１号の規定によりこの契約が解除された場合は、受注者は、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

３　第１項第２号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

４　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

　（１）契約内容の変更により契約金額が３分の２以上減少するとき。

　（２）発注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

（費用の負担）

第10条　この契約締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（権利義務の譲渡）

第11条　受注者は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（疑義等の決定）

第12条　この契約に定めのない事項については、中央市財務規則（平成18年中央市規則第39号）の定めるところによるものとする。

（補足）

第13条　この契約に関し、疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　職　　　　名

氏　　　　名　　　中央市長　　望　月　　　智　　　 　㊞

受注者　　住　　　　所

商号又は名称

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞